

## 旭中央病院附属看護専門学校学則

平成28年4月1日

改正 平成28年12月13日

改正 平成31年2月8日

改正 令和元年12月19日

改正 令和3年10月15日

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
- 第3章 入学、転入学、休学、復学、退学、転学及び除籍（第9条—第20条）
- 第4章 教育課程及び単位の認定（第21条—第24条）
- 第5章 賞罰（第25条・第26条）
- 第6章 卒業及び資格の取得（第27条・第28条）
- 第7章 授業料等（第29条・第30条）
- 第8章 健康管理（第31条）
- 第9章 教職員等（第32条）
- 第10章 運営組織（第33条・第34条）
- 第11章 図書管理（第35条）
- 第12章 学生住宅（第36条）
- 第13章 雑則（第37条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この学則は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款第15条に規定する旭中央病院附属看護専門学校（以下「本校」という。）の運営、管理、修学等について必要な事項を定めるものとする。

##### （目的）

第2条 本校は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、看護師として必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献する有能な人材の育成を図ることを目的とする。

##### （名称及び位置）

第3条 本校の名称及び位置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院旭中央病院附属看護専門学校
- (2) 位置 旭市イの1182番地  
(課程等)

第4条 本校の課程名、学科名、修業年限及び定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 課程名 看護専門課程（看護師3年課程）
- (2) 学科名 看護学科
- (3) 修業年限 3年
- (4) 入学定員 60名（2クラス）
- (5) 総定員 180名  
(在学年限)

第5条 本校の学生は、6年を超えて在学することができない。

- 2 第11条の規定により転入学した者は、同条第2項に規定する在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学期)

第7条 本校の学期は、次の各号に掲げる2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで  
(休業日)

第8条 本校の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日
- (3) 季節休業（春季、夏季、冬季において年間を通じて11週を超えない範囲で  
学校長が定める）

- 2 学校長は、必要と認めるときは、前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことができる。

- 3 第1項各号に掲げるもののほか、臨時に休業を必要とするときは、学校長がその都度定める。

第3章 入学、転入学、休学、復学、退学、転学及び除籍  
(入学の時期)

第9条 入学の時期は、学年の初めとし、期日は学校長が別に定める。

(入学資格)

第10条 本校に入学できる者は、学校教育法第90条第1項の規定により次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
  - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定により、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 前項の規定にかかわらず、本校における個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、かつ18歳に達している者は、本校に入学できるものとする。

(転入学)

第11条 学校長は、転入学を希望する者について、教育計画、授業科目及び実習の進捗が同程度であり、かつ欠員及びやむを得ない事情があると認めたときは、選考の上、これを許可することができる。

- 2 前項の規定により転入学を許可された者が既に修得した授業科目及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、学校長が決定する。

(入学の出願)

第12条 本校に入学を志願する者は、所定の期日までに入学検定料及び次の各号に掲げる書類を学校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 第10条第1項各号のいずれかの資格を証する書類
- (3) 高等学校又は中等教育学校の卒業者若しくは卒業見込者については調査書

(入学試験)

第13条 入学志願者には、次の各号に掲げる試験を行う。

(1) 学科試験

(2) 面接試験

2 入学の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学等の許可)

第14条 前条の試験に合格した者は、所定の期日までに入学金の納入等入学の手続をしなければならない。

2 学校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学又は転入学を許可するものとする。

3 入学を許可された者は、保証人2名連署の上、誓約書及び所定の書類を提出しなければならない。

4 前項に規定する保証人は、それぞれ独立の生計を営む者とする。

(異動届)

第15条 学生又は保証人の身分若しくは住所に変更があったときは、直ちに学校長に届け出なければならない。

(休学)

第16条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により3か月以上就学することができないときは、その理由を詳記して、保証人連署の上願い出て、学校長の許可を受けなければならない。ただし、負傷又は疾病による場合には、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学校長は、病気その他やむを得ない理由により就学が不相当と認められる学生に、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して1年以内とする。ただし、学校長が特別な事由があると認めるときは、さらに1年以内の期間に限り休学を許可することができる。

4 休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(復学)

第17条 休学期間が満了したときは、学生は、保証人連署の上、復学願を提出し、学校長の許可を得て復学することができる。休学期間内にその休学の理由が消滅した場合も同様とする。

(退学)

第18条 学生が退学しようとするときは、理由を詳記し、保証人連署の上、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対し、退学を命ずることができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 休学期間の限度を超えた者
- (3) 授業料及び教材費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 第26条第3号に該当する者  
(転学)

第19条 学生が他の看護学校に転学を志願するときは、理由を詳記し、保証人連署の上、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第20条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を学校運営会議を経て除籍することができる。

- (1) 死亡の届け出のあった者
- (2) 行方不明の届け出のあった者

#### 第4章 教育課程及び単位の認定

(授業科目と単位及び時間数)

第21条 本校における授業科目、単位及び時間数は別表のとおりとする。

2 1単位の授業時間数は、講義及び演習については15から30時間、実験、実習（臨地実習含む）及び実技については30から45時間とする。

3 一の授業科目について同時に授業を受ける学生は、原則として40人以下とする。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。

(単位等の認定)

第22条 科目においては単位認定試験に合格した学生に、臨地実習においては実習の総合評価で合格した学生に、それぞれ所定の単位を与えるものとする。

2 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は次の各号に掲げる資格に係る学校若しくは養成所で、別表に定める教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容が本校の教育内容に相当するものと認められるときは、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で所定の単位を与えるものとする。

- (1) 歯科衛生士

- (2) 診療放射線技師
- (3) 臨床検査技師
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 視能訓練士
- (7) 臨床工学技士
- (8) 義肢装具士
- (9) 救急救命士
- (10) 言語聴覚士

3 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2号の規定に該当する者で本校に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校の教育内容に相当すると認められたときは、それぞれの所定の単位を与えるものとする。

（単位認定資格）

第23条 単位認定試験の受験資格は、定められた時間数の3分の2以上に出席した学生に与えられるものとする。

2 臨地実習の認定資格は、規定の時間数の6分の5以上に出席した学生に与えられるものとする。

（成績評価）

第24条 各授業科目の成績は、授業科目ごとに筆記試験、実技試験、レポート及び実習評価により行うものとする。

2 成績評価は100点満点とし、次の各号に掲げる区分により評価し、第1号から第4号までを合格とする。

- (1) ㊦ 90点以上
- (2) A 80点以上90点未満
- (3) B 70点以上80点未満

(4) C 60点以上70点未満

(5) D 60点未満

#### 第5章 賞罰

(表彰)

第25条 学校長は、成績及び操行の優秀と認められた者又は特に善行があつて、他の学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第26条 学校長は、学校の秩序を乱し、若しくは学校の名誉を傷つける行為のあつた者又は学生として不都合の行為のあつた者に、次の各号に掲げる処罰を行うことができる。

(1) 戒告

(2) 停学

(3) 退学

#### 第6章 卒業及び資格の取得

(卒業)

第27条 学校長は、3年以上在学し、すべての科目において第22条に規定する単位の認定を受けた学生について、学校運営会議を経て卒業を認定するものとする。

2 学校長は、欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える学生については、原則として卒業を認めないものとする。

3 学校長は、卒業を認定した学生に対し卒業証書を授与し、専門士（医療専門課程）の称号を授与するものとする。

(資格の取得)

第28条 本校を卒業した者は、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

#### 第7章 授業料等

(入学検定料、入学金、実習費、授業料及び教材費)

第29条 本校の入学検定料、入学金、実習費、授業料及び教材費は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料 10,000円

(2) 入学金 30,000円

(3) 実習費 入学時 20,000円（3ヶ年分）

(4) 授業料 月額 15,000円

(5) 教材費 月額 5,500円

- 2 本校に入学を志願する者は、入学検定料を納入しなければならない。
- 3 入学試験に合格し入学を希望する者は、学校長が指定する期日までに入学金及び実習費を納入しなければならない。
- 4 在學生は、授業料及び教材費を毎月指定する期日までに納入しなければならない。

(休学、復学、転学、退学の場合の授業料及び教材費の納入)

第30条 休学中の授業料及び教材費は免除する。ただし、月の途中で休学した場合は当該月の授業料及び教材費は納入しなければならない。

- 2 月の途中で復学、転学、退学に至った場合は当該月の授業料及び教材費は納入しなければならない。

#### 第8章 健康管理

(健康管理)

第31条 学生に対しては、年1回以上健康診断を行うものとする。

#### 第9章 教職員等

(教職員等)

第32条 本校に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 学校長 1人
  - (2) 副学校長 1人
  - (3) 事務長 1人
  - (4) 教務主任 1人
  - (5) 実習調整者 1人
  - (6) 専任教員 8人以上
  - (7) 事務員 3人以上
  - (8) 司書 1人
- 2 前項各号に掲げるもののほか、本校に講師、健康管理医、カウンセラー、その他の職員を置くことができる。
  - 3 職員の職務分掌は、別に定める。

#### 第10章 運営組織

(会議)

第33条 本校の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 学校運営会議
  - (2) 教職員会議
  - (3) 職員連絡会議
  - (4) 講師会議
  - (5) 実習指導者会議
  - (6) 病院・学校連絡会議
  - (7) その他学校長が必要と認める会議
- 2 前項に規定する会議の委員の構成及び運営に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

(学校評価)

- 第34条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という）を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。
- 3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

#### 第11章 図書管理

(図書管理)

- 第35条 本校に図書、その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。
- 2 図書の利用、管理運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第12章 学生住宅

(学生住宅)

- 第36条 本校に学生住宅を置く。
- 2 学生住宅の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第13章 雑則

(その他)

- 第37条 この学則に定めるもののほか、本校の運営、管理、修学等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月13日改正）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月8日改正）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月19日改正）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。なお、第34条の改正については、令和2年2月1日から施行する。

附 則（令和3年10月15日改正）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、この学則の施行の日の前日に在学する学生に係る授業科目と単位及び時間数については、改正後の学則第21条第1項、第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

分野	教育内容	授業科目	単位(時間)	分野	教育内容	授業科目	単位(時間)	
基礎分野	科学的基盤的思考	哲学	1(30)	在宅看護論	在宅看護概論		1(15)	
		教育学	1(30)		暮らしの場で行われる看護Ⅰ	1(30)		
		論理学	1(30)		暮らしの場で行われる看護Ⅱ	1(15)		
		情報科学	1(30)		健康と暮らしを支える看護	1(15)		
		リフレクティブ・プラクティスⅠ	1(15)		多職種連携Ⅰ	1(15)		
		リフレクティブ・プラクティスⅡ	1(15)		多職種連携Ⅱ	1(15)		
		研究の基礎	1(15)					
	人間と生活の理解・生活	社会学	1(30)	成人看護学	成人看護学概論		1(15)	
		生活科学	1(15)		健康の危機状況にある人の看護Ⅰ	1(15)		
		音楽とレクリエーション	1(15)		健康の危機状況にある人の看護Ⅱ	1(30)		
		人間関係論	1(15)		セルフケア支援の看護Ⅰ	1(30)		
		看護カウンセリング	1(15)		セルフケア支援の看護Ⅱ	1(30)		
		看護臨床英会話	1(30)		人生の最終段階を支える看護	1(15)		
		人間の生と死	1(30)					
小 計			14(315)					
専門基礎分野	人体の機能構造	人体の構造と機能Ⅰ	1(30)	小児看護学	小児看護学概論		1(30)	
		人体の構造と機能Ⅱ	1(30)		小児の疾患	1(15)		
		人体の構造と機能Ⅲ	1(30)		健康障害をもつ小児の看護	1(30)		
		人体の構造と機能Ⅳ	1(30)		小児の生活を支える技術	1(30)		
		疾病の回復の成り立ち	生体と化学	1(15)	母性看護学	母性看護学概論		1(15)
			看護形態機能学	1(15)		生命の誕生を育む看護	1(30)	
	看護のための疾病治療論Ⅰ		1(15)	産後の母子を支える看護		1(30)		
	看護のための疾病治療論Ⅱ		1(30)	精神看護学	ハイリスクな状況にある母子への看護	1(30)		
	看護のための疾病治療論Ⅲ		1(30)		精神看護学概論	1(15)		
	看護のための疾病治療論Ⅳ		1(30)		生活と精神の健康	1(30)		
	看護のための疾病治療論Ⅴ		1(30)	看護と実践の統合	精神の病	1(15)		
	看護のための疾病治療論Ⅵ		1(30)		リカバリーに向かう支援	1(30)		
	感染と微生物		1(30)		看護システム論	1(15)		
	健康支援と社会保障制度		人体と薬物	1(15)	看護医療安全	1(30)		
		食事と健康	1(15)	災害看護・国際看護	1(30)			
		臨床治療論	1(30)	看護ケアマネジメント	1(15)			
		医療概論	1(30)	看護研究	1(15)			
		公衆衛生	1(30)	ケーススタディ	1(30)			
		社会福祉	1(30)	小 計			48(1140)	
		医療と法	1(15)					
		健康教育論	1(15)	臨地実習	看護を知る実習		1(30)	
		リハビリテーション論	1(15)		健康の回復に向けた日常生活支援実習	2(60)		
小 計			22(540)		看護過程の展開実習	2(60)		
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1(30)		地域で暮らす人々の健康を支える看護実習	2(90)		
		生活を整える技術Ⅰ	1(30)		健康の危機状況にある人を支援する看護実習	2(90)		
		生活を整える技術Ⅱ	1(30)		セルフケアを支援する看護実習	2(90)		
		生活を整える技術Ⅲ	1(30)		人生の最終段階を支える看護実習	2(90)		
		生活を整える技術Ⅳ	1(30)		在宅へ向かう高齢者の生活を支える看護実習	2(90)		
		生活を整える技術Ⅴ	1(30)		子どもと家族の健康を支える看護実習	2(90)		
		フィジカルアセスメントⅠ	1(30)		母子の生活を支える看護実習	2(90)		
		フィジカルアセスメントⅡ	1(30)	精神的健康を支える看護実習	2(90)			
		健康の回復に向けた日常生活支援	1(30)	看護の統合実習	2(90)			
		健康の回復を促す技術Ⅰ	1(30)	小 計			23(960)	
		健康の回復を促す技術Ⅱ	1(15)					
		健康レベルに応じた看護	1(15)	合計			107(2955)	
		看護展開方法Ⅰ	1(15)					
		看護展開方法Ⅱ	1(30)					